平成２４年（フ）第１３号
青森県八戸市大字鮫町字ハン木沢25番地
コーポひまわりＡ号
債務者　盛合喜代美
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
青森県八戸市石堂４丁目６番８号　シティコーポ201号、前住所岩手県久慈市長内町第21地割66番地　雇用促進住宅長内宿舎２号棟106号
債務者　鈴木　浩志
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
仙台市太白区西多賀３丁目７番20号　レジデンスエミー101
債務者　支倉　征輝
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３５号
仙台市青葉区中山吉成２丁目５番23号　メゾンド吉成101
債務者　安彦　幸子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
仙台市若林区若林５丁目７番13号　コーポ伊藤101
債務者　津田　隆徳
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９４号
仙台市青葉区宮町２丁目１番３号　フィッティングス近江302
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３７号
秋田県潟上市天王字中分水126番地13
債務者　天野庄太郎
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８号
秋田県大仙市北長野字野口前78番地２、前住所秋田県大仙市長野字九日町96番地４　冨岡アパート２号
債務者　本間　美春（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第２８号
福島県福島市松川町美郷１丁目６－４　ノヴェルピュア101号、住民票上の住所福島県福島市松川町金沢字赤堀１番地の12
債務者　加藤さとみ
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第９号
福島県石川郡玉川村大字小高字丑久保40番地の１
債務者　高原　　登
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
茨城県水戸市谷田町541番地
債務者　澤田　貴子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５号
茨城県日立市旭町２丁目１番14号
債務者　阿部　テル
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第６号
茨城県日立市小木津町４丁目44番６号
債務者　鈴木　　清
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第７号
茨城県日立市相田町１丁目15番18―203号
債務者　齊藤　國昭
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１３号
千葉市花見川区朝日ケ丘１丁目33番25号　キャッスル伊原115号
債務者　岩本　百代
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２２号
千葉市緑区誉田町２丁目20番地68　第一コーポＢ棟203号
債務者　堀越　昭夫
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３４号
千葉県市原市五井西３丁目12番地９　ツインパレスＡ101
債務者　門前　昭子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係